

# 中川事務所新聞

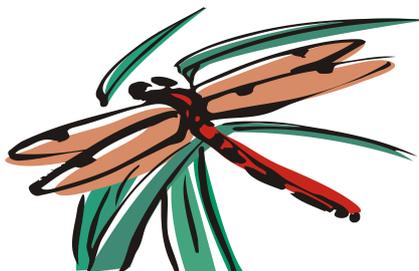
第 1 2 9 号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【自転車事故の補償増額】

自転車事故の増加を受け、日本交通管理技術協会は今月から、自転車が加害者になる事故の補償額の上限を2千万円から5千万円に引き上げます。

- ・保証対象自転車：  
自転車安全整備士が点検したTSマークが張られた自転車
- ・整備料（保険料）：  
1,500円（1年間）
- ・相手方に対する補償内容：  
死亡・重度障害 最高5,000万円



15日以上入院 10万円  
自転車に乗る子を持つ親にとっては特に検討を要するでしょう。

### 【太陽光発電の電力買い取り制度崩壊へ？】

九州電力と四国電力が、太陽光発電の電力買い取り新規申込みを事実上停止しました。今後他の電力会社も同様の措置を取ってくるのかは不明ですが、買い取り価格の低下圧力も相まって、多額の設備投資をして売電収入を得るといったビジネスモデルは、大変リスクになってしまいました。

### 【地域別最低賃金の発効】

今月1日から順次最低賃金が改定されます。参考までに、兵庫県 776円/時

北海道 748円/時  
東京都 888円/時  
大阪府 838円/時  
沖縄県 677円/時  
こうしてみると、地域差は大きいですね。

### 【10月の事務予定】

- ・10月決算法人期末実地棚卸
- ・7月決算建設業決算変更届
- ・8月決算法人確定申告&納税
- ・全国労働衛生週間
- ・秋祭り



## 知ってお得！？法律雑学

Q．自転車で交通違反をして、車の免許に影響するのでしょうか？

A．あります。  
今年3月、自転車で老人をひき逃げした人が、自らが持つ中型運転免許の停止処分を受けました。通常の免停は違反点数の積み重ねで免停基準に達すると処分を受けるのですが、道路交通法には、点数

制度によらない行政処分も定められています（法103条1項8号）。

法律によれば、「車等を運転することで、交通の危険を引き起こす恐れがあるとき」に処分の対象となり、車等の「等」には自転車も含まれます。今まであまりなかった処分でしたが、最近になって徐々に増えてきました。

当然のことながら、酒を飲んで自転車を運転することもこの処分の対象になるので、十分気を付けましょう。



# 経営談義

## 【無借金経営の問題点】

借金無しで経営を続けるというのは夢のような話ではあるものの、そこには問題点もあることは認識しておくべきです。

### （設備）投資

中長期的な企業の発展を考えると、投資は必要不可欠です。相当な蓄積があるなら話は別ですが、将来の成長の芽を育てるためにも、場合によっては借金も必要になるでしょう。

### 機動的な対応



増加運転資金のように、ふいに資金が必要になる時はあるものです。そういった場合、借金の実績がなければ金融機関も柔軟な対応は難しいでしょう。「付き合い」というものもある程度は必要であるかもしれません。

### 資金繰りバッファ

現預金がカツカツの状態では、目先の経済変動に対応できないだけでなく、安全性の評価も低くなります。借金と両建てになったとしても、現預金には余裕を持たせておくべきでしょう。

とはいうものの、野放図に借金を積み重ねることは決して良いことではないのは明らかです。理想は実質無借金（＝借金と同額以上の現預金を持つ

ていること）ですが、昨今のインフレ傾向が進むとすると、借金の価値も目減りすることになるので、実質的な負担は減ることになります。しかも、現在の低金利を固定金利で調達できればさらにそのメリットは増えます。

資金をどのように調達してどう運用するかを財務戦略と言います。経済環境の変化が激しくなると、その戦略の差が直接業績に影響を及ぼすことも十分あり得ます。経済環境の変化には冷静な目配りが必要です。



今月は仕事の延長で北海道へ行きます。北海道も手慣れたもので、飛行機は片道一万円、ホテルは5千円未満で準備完了しました。東京に行くより安くつきます。北海道へ行くことに何ら抵抗を感じなくなつたのは、長女のおかげでしょうか。

草野球の練習試合で、ほつともつとフィールド神戸を使用する機会がありました。オリックスの本拠地でもあつた本格的な野球場で、天然芝のグラウンドに立っただけで大興奮でした。個人的な結果は三打数ノーヒットでしたが…。

あひがね

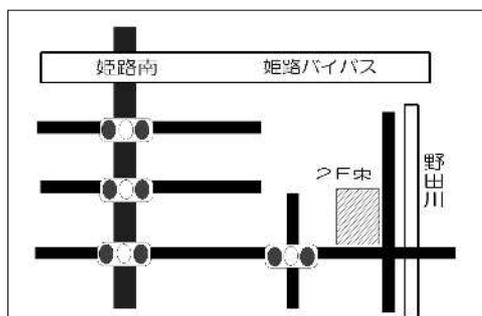
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

### 法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1  
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp